

児相被害 違憲訴訟

(1) 原告となり得る該当者

1. 児童相談所に一時保護、もしくは施設入所後、解除になった児童と親権者の二人ペア
2. 1の児童のみ（20歳以上23歳未満）
3. 児童が一時保護中、もしくは施設入所中の親権者

尚、居住地域の指定はないので、国内の在住者であれば可能。また以上の該当者で、一時保護理由が虐待やネグレクトなどの事実認定が無い方が前提。

(2) 違憲として訴える項目（仮）

1. 一時保護
 - ・一時保護に司法が関与していないこと
 - ・一時保護に際して、親権者・監護者や子どもの同意や意見聴取がないこと
2. 親と子の原則自由面会できる権利がないこと
3. 一時保護所内における児童の精神的苦痛や障害を発症する管理の不備

(3) 提訴裁判所

- ・原告は、(1)の1.2.3該当者が一つの原告団となり、東京地裁に提訴する。

(4) 個人情報保護

- ・子どもの原告に関して、個人情報（氏名、性別、住所等）は一切秘匿できる。
- ・マスコミ・メディア等も未成年者、子どもの情報は一切秘匿可能。

(5) 労力

- ・最初の弁護士とのヒアリングだけで、記者会見や裁判所への出廷も弁護士が代理で行う。

(6) 裁判費用

- ・弁護士費用は、クラウドファンディングで募り、原告に金銭的な負担を無くす。

(7) 訴訟の目的

- ・この訴訟は、国を相手取って立法不作為や違憲を主張するもので、最終的な目的は、この違憲訴訟を通して、児童相談所の運営を変えるための制度改正や法改正を見込んだものでもあります。日本の裁判制度上、違憲判決を得ることは難しいですが、請求が棄却されても、子どもの権利条約や勧告が立法事実になり得るといふ判決文が出されれば、法改正などに大きく影響を与える事ができ、実質的に勝訴と言えます。